

○財務省告示第五十七号  
株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第三の備考(2)の規定に基づき株式会社日本政策金融公庫の業務の特例が必要となつた旨を定める件（平成二十年十一月財務省告示第三百六十八号）の一部を次のように改正する。  
平成二十二年二月十五日  
財務大臣 菅 直人

本則中「平成二十二年三月末日」を「平成二十三年三月末日」に改める。  
○財務省告示第五十八号  
株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第四百十三号）附則第十一条の規定に基づき、国際競争力の維持に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業に属する事業を定める件（平成二十一年一月財務省告示第二十二号）の一部を次のように改正する。  
平成二十二年二月十五日  
財務大臣 菅 直人

附則中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。  
○農林水産省告示第三百二十四号  
地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十条第一項の規定に基づき、次の区域の地すべり防止工事を施行するので、同条第三項の規定により告示する。  
平成二十二年二月十五日  
農林水産大臣 赤松 広隆

一 工事の区域  
岩手県二丁沢地すべり防止区域（平成二十二年一月四日農林水産省告示第三十二号による追加指定）  
二 工事開始の日  
平成二十二年二月十五日  
○農林水産省告示第三百二十五号  
地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十条第一項の規定に基づき、次の区域の地すべり防止工事を施行するので、同条第三項の規定により告示する。  
平成二十二年二月十五日  
農林水産大臣 赤松 広隆

一 工事の区域  
高知県小北川（Ⅱ）地すべり防止区域（平成二十二年一月四日農林水産省告示第三十一号による指定）  
二 工事開始の日  
平成二十二年二月十五日

○経済産業省告示第二十一号  
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第五号の規定に基づき、平成十九年総務省告示第六百八十八号による廃止前の平成十四年総務省告示第三百三十九号により定められた産業分類に従つて、同号の業種を次のように指定する。  
平成二十二年二月十五日  
経済産業大臣 直嶋 正行

番号	指定業種	業種名	業種名
1	指定業種	業種名	業種名
一	林業（素材生産業及び素材生産サービス業に限る。）	林業（素材生産業及び素材生産サービス業に限る。）	三十八
二	鉱業	鉱業	三十九
三	総合工事業	総合工事業	四十
四	職別工事業（設備工事業を除く）	職別工事業（設備工事業を除く）	四十一
五	設備工事業	設備工事業	四十二
六	食料品製造業	食料品製造業	四十三
七	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料製造業	四十四
八	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	四十五
九	衣服・その他の繊維製品製造業	衣服・その他の繊維製品製造業	四十六
十	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材・木製品製造業（家具を除く）	四十七
十一	家具・装備品製造業	家具・装備品製造業	四十八
十二	バルブ・紙・紙加工品製造業	バルブ・紙・紙加工品製造業	四十九
十三	印刷・同関連業	印刷・同関連業	五十
十四	化学工業	化学工業	五十一
十五	石油製品・石炭製品製造業	石油製品・石炭製品製造業	五十二
十六	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	五十三
十七	ゴム製品製造業	ゴム製品製造業	五十四
十八	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革・同製品・毛皮製造業	五十五
十九	窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品製造業	五十六
二十	鉄鋼業	鉄鋼業	五十七
二十一	非鉄金属製造業	非鉄金属製造業	五十八
二十二	金属製品製造業	金属製品製造業	五十九
二十三	一般機械器具製造業	一般機械器具製造業	六十
二十四	電気機械器具製造業	電気機械器具製造業	六十一
二十五	情報通信機械器具製造業	情報通信機械器具製造業	六十二
二十六	電子部品・デバイス製造業	電子部品・デバイス製造業	六十三
二十七	輸送用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	六十四
二十八	精密機械器具製造業	精密機械器具製造業	六十五
二十九	その他の製造業	その他の製造業	六十六
三十	電気業	電気業	六十七
三十一	ガス業	ガス業	六十八
三十二	熱供給業	熱供給業	六十九
三十三	水道業	水道業	七十
三十四	通信業	通信業	七十一
三十五	放送業	放送業	七十二
三十六	情報サービス業	情報サービス業	七十三
三十七	インターネット付随サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）以下「適正化法」という。）第二条第八項に規定する営業を除く。）	インターネット付随サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）以下「適正化法」という。）第二条第八項に規定する営業を除く。）	七十四
三十八	映像・音声・文字情報制作業	映像・音声・文字情報制作業	七十五
三十九	鉄道業	鉄道業	七十六
四十	道路旅客運送業	道路旅客運送業	七十七
四十一	道路貨物運送業	道路貨物運送業	七十八
四十二	水運業	水運業	七十九
四十三	航空運送業	航空運送業	八十
四十四	倉庫業	倉庫業	八十一
四十五	運輸に附帯するサービス業	運輸に附帯するサービス業	八十二
四十六	各種商品卸売業（適正化法第二条第六項第五号及び第七項第二号に規定する営業を除く。）次号、第五十一号から第五十三号まで、第五十七号及び第七十九号において同じ。）	各種商品卸売業（適正化法第二条第六項第五号及び第七項第二号に規定する営業を除く。）次号、第五十一号から第五十三号まで、第五十七号及び第七十九号において同じ。）	八十三
四十七	繊維・衣服等卸売業	繊維・衣服等卸売業	八十四
四十八	飲食料品卸売業	飲食料品卸売業	八十五
四十九	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	八十六
五十	機械器具卸売業	機械器具卸売業	八十七
五十一	その他の卸売業	その他の卸売業	八十八
五十二	各種商品小売業	各種商品小売業	八十九
五十三	織物・衣服・身の回り品小売業	織物・衣服・身の回り品小売業	九十
五十四	飲食料品小売業	飲食料品小売業	九十一
五十五	自動車・自転車小売業	自動車・自転車小売業	九十二
五十六	家具・じゅう器・機械器具小売業	家具・じゅう器・機械器具小売業	九十三
五十七	その他の小売業	その他の小売業	九十四
五十八	保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に限る。）	保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に限る。）	九十五
五十九	不動産取引業	不動産取引業	九十六
六十	不動産賃貸業・管理業	不動産賃貸業・管理業	九十七
六十一	一般飲食店（適正化法第二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（飲食業の雰囲気を含むものを除く。）に限る。次号において同じ。）	一般飲食店（適正化法第二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（飲食業の雰囲気を含むものを除く。）に限る。次号において同じ。）	九十八
六十二	遊興飲食店	遊興飲食店	九十九
六十	宿泊業（適正化法第二条第六項第四号に規定する営業を除く。）	宿泊業（適正化法第二条第六項第四号に規定する営業を除く。）	百
六十一	医療業	医療業	百一
六十二	保健衛生	保健衛生	百二
六十三	社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険・社会福祉・介護事業	百三
六十四	学校教育	学校教育	百四
六十五	その他の教育、学習支援業	その他の教育、学習支援業	百五
六十六	郵便局（郵便局受託業に限る。）	郵便局（郵便局受託業に限る。）	百六
六十七	協同組合（他に分類されないもの）	協同組合（他に分類されないもの）	百七
六十八	専門サービス業（他に分類されないもの）（興信所のうち、専ら個人の身元・身上素行、思想調査等を行うものを除く。）	専門サービス業（他に分類されないもの）（興信所のうち、専ら個人の身元・身上素行、思想調査等を行うものを除く。）	百八
六十九	学術・開発研究機関	学術・開発研究機関	百九
七十	洗濯・理容・美容・浴場業（適正化法第二条第六項第一号に規定する営業を除く。）	洗濯・理容・美容・浴場業（適正化法第二条第六項第一号に規定する営業を除く。）	百十
七十一	その他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業を除く。）	その他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業を除く。）	百十一
七十二	娯楽業（適正化法第二条第一項第七号（まあじやん屋を除く。）及び第八号（ゲームセンターを除く。）及び第六号（ゲムセンター）を除く。）並びに第八号から第十号まで規定する営業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸芝業（置屋及び検番を除く）、場外車券売場（場外馬券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。）	娯楽業（適正化法第二条第一項第七号（まあじやん屋を除く。）及び第八号（ゲームセンターを除く。）及び第六号（ゲムセンター）を除く。）並びに第八号から第十号まで規定する営業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸芝業（置屋及び検番を除く）、場外車券売場（場外馬券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。）	百十二
七十三	廃棄物処理業	廃棄物処理業	百十三
七十四	自動車整備業	自動車整備業	百十四
七十五	機械等修理業（別掲を除く）	機械等修理業（別掲を除く）	百十五
七十六	物品賃貸業	物品賃貸業	百十六
七十七	広告業	広告業	百十七
七十八	その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準じるものに係るものを除く。）並びに芸芝周旋業を除く。）	その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準じるものに係るものを除く。）並びに芸芝周旋業を除く。）	百十八
七十九	八十二 指定期間	八十二 指定期間	百十九
八十	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十二年二月十五日から平成二十三年三月三十一日までとする。	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十二年二月十五日から平成二十三年三月三十一日までとする。	百二十
八十一	なお、平成二十年経済産業省告示第一百三十七号、平成二十一年経済産業省告示第一百五十号、平成二十一年経済産業省告示第二百七十五号、平成二十一年経済産業省告示第二百七十五号、平成二十一年経済産業省告示第二百七十五号及び平成二十一年経済産業省告示第二百七十五号は廃止する。	なお、平成二十年経済産業省告示第一百三十七号、平成二十一年経済産業省告示第一百五十号、平成二十一年経済産業省告示第二百七十五号、平成二十一年経済産業省告示第二百七十五号、平成二十一年経済産業省告示第二百七十五号及び平成二十一年経済産業省告示第二百七十五号は廃止する。	百二十一